

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告ら提出にかかる平成19年4月13日付「原告
意見書」に対する被告意見

平成19年4月13日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



第1 平成19年4月13日付「原告意見書」に対する被告意見

今般、原告らが、平成19年4月13日の執務時間を超えて提出した同日付原告意見書(以下、「原告意見書」という)については、内容如何に関わらず、頭書事件における鑑定命令の発令にあたり、一切斟酌されるべきではない。以下、理由を述べる。

第2 理由

- 1 そもそも、標記事件における本鑑定に関する平成19年3月27日付貴庁「鑑定事項及び送付資料」(案)は、これまで、原被告双方が、長きにわたって議論してきた鑑定事項及び実験内容・実施方法に基づき整理されたものである。
- 2 そして、平成19年4月13日限り貴庁より提出を求められた意見は、『原被告双方が、期限を区切って提出を了した意見』が適切に反映されているかどうかの点について確認するものであり、本鑑定に関する新たな提案はもちろんのこと、本鑑定に関する双方の意見の追加・補充を促すものではない。
- 3 しかるに、原告意見書には「ただし、科学実験の常として、現実に鑑定を実施する上で、原告ら準備書面(17)で明らかにされたものだけでは完璧ではなく、そこで今、とくに鑑定実施の上で明らかにすべき必要不可欠

な細目についてだけこれを補充した（それ以外の点については、鑑定嘱託先より質問があり次第、回答する予定である）。それが別紙2であり、これを鑑定実施の上で必要不可欠な情報として、鑑定嘱託先への送付資料として添付されることを希望する。」などと記載されているように、原告ら意見書は、新たな提案の提出ないし意見の追加・補充であることが明らかであり、これまでの手続経過に照らし、到底、認められるべき提案ではない。すなわち、原告らが、鑑定嘱託先への添付資料として希望した原告意見書添付の各別紙をみるも、これまで、十分な反論の機会と期間が与えられながらも原告らが主張することのなかった「既提出被告提案に対する新たな反論」なるものが記してあり、原告らの意図が、議論の蒸し返しにあることは、もはや明白である。

- 4 以上のとおり、原告意見書が、貴庁が求めた前記意図（原被告それぞれの既提出意見の確認）を逸脱した、新たな提案の提出ないし意見の追加・補充であることから、その内容を精査するまでもなく、本鑑定発令にあたって一切斟酌されるべきものではない。
- 5 被告としては、貴庁において、原告らのかような意図に惑わされることなく、貴庁案どおりの発令をするものと思料するが、万が一、貴庁において、原告意見書を斟酌するというのであれば、被告に対し、「原告意見書に基づく新たな提案の提出ないし意見の追加・補充に対する、被告としての意見形成・提出のための時間及び機会」が別途付与されるべきであると考えている。なお、この点に関して、被告は、平成19年3月29日付被告意見書において、既に「ただし、今後、原告らが貴庁案に対する修正意見を述べられるようであれば、被告としては、貴庁案を支持する観点から、別途意見を述べさせていただく場合もありますので、この点ご了承ください」と述べているところであるので、付言しておく。

以上